# 輸出水産業の振興に関する法律施行令 （昭和二十九年政令第三百三号）

輸出水産業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で指定する水産製品は、あじ缶詰、えび缶詰、かき缶詰、さば缶詰、鯨油、真珠（海外真珠を含む。）並びに冷凍のまだら、すけとうだら、からすがれい及びあぶらがれい（フィレー及び魚肉ブロックに限る。）とする。

# 附　則

この政令は、法の施行の日（昭和二十九年十二月一日）から施行する。

# 附　則（昭和三二年七月二九日政令第二一一号）

この政令は、昭和三十二年七月三十日から施行する。

##### ２

輸出水産業振興審議会令（昭和二十九年政令第二百八十号）は、廃止する。

# 附　則（昭和三五年八月一二日政令第二三四号）

この政令は、昭和三十五年八月十六日から施行する。

# 附　則（昭和三八年三月二七日政令第五七号）

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年四月一日政令第一一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年四月一日政令第一一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四三年一月二九日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四五年一月二三日政令第二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四五年一一月九日政令第三二八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四八年一〇月二四日政令第三二〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四九年九月二五日政令第三三一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五一年三月五日政令第二八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年四月四日政令第八九号）

この政令は、昭和五十三年四月十日から施行する。

# 附　則（昭和五九年四月一三日政令第九九号）

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

# 附　則（昭和六一年一二月二六日政令第三九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。